

柳川市競争入札参加者資格審査について（建設工事）

柳川市が発注する建設工事請負について、競争入札に参加を希望する方は、次の **1 受付期間** から **13 提出書類一覧** の要領により競争入札参加資格申請書を提出してください。

提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

記

1 受付期間

令和8年6月1日(月) から 令和8年6月30日(火) まで ※但し、市の休日を除く。

2 提出方法

持参又は郵送

【郵送にてご提出いただく業者様への留意事項】

- ・送付先は、**8 郵送・問い合わせ先**とする。
- ・封筒の表に朱書きで「競争入札参加資格審査申請書在中」と記載する。
- ・書留郵便、レターパック等の送付物が**相手方に到着したことが確認できる方法で送付**する。

3 受付時間（持参提出時）

午前の部 9時00分 から 12時00分 まで

午後の部 1時30分 から 4時30分 まで

【重要】

郵送は、**令和8年6月30日までの消印のものを有効**とする。

④期限を超えたものは受付出来ない。

4 受付場所（持参提出時）

柳川市役所 柳川庁舎3階 第2会議室

5 提出書類

1式 （詳細は、11、12ページを参照）

【重要】

- ①記載事項に**虚偽の申請**があった場合、**資格を取り消す**。
- ②「**測量及び建設コンサルタント等**」と両方の申請は出来ない。

6 資格の有効期間

令和8年9月1日 から 令和9年8月31日 までの1年間

7 申請できる建設工事数

申請できる建設工事*の数は、**2種類の建設工事**を限度とする。

※建設業法第3条第2項の規定による別表第1に掲げる建設工事の種類（29種類）

【留意事項：新規の申請者について】

「柳川市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加資格規程」第3条の第2項第1号の規定により、2種類の建設工事を希望しても**初年度は1種類の登録**とする。

8 郵送・問い合わせ先

柳川市役所 総務課 契約検査係

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

電話番号 0944-77-8415（直通）

FAX 番号 0944-74-1374

9 申請者の資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4*¹第1項の規定に該当する者
- ② 建設業法第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していない者
- ⑤ 柳川市の競争入札に参加しようとする者の営業所の所在地に応じて、次に定める地方税等を完納していない者
 - ア 柳川市内 県税並びに市税を完納していない者
 - イ 柳川市以外の福岡県内 県税を完納していない者
- ⑥ 建設工事については、次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 上記各号に掲げるもののほか、競争入札に参加しようとする個人又は法人が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、競争入札に参加することができない。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 当該個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）が暴力団員となっているとき。
- ③ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
- ⑤ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用したとき。

- ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- ⑦ 当該個人又は法人の役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を
図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又
は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- ⑧ 当該個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難さ
れる関係を有しているとき。

(参考)

* 1 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のい
ずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三
十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当
すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加さ
せないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用
する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品
質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成
立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり
職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意
に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされてい
る者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用
したとき。

◇ 柳川市では、柳川市政治倫理条例が制定されていますので、同条例の趣旨をご理解いただき、同
条例に違反することがないように注意してください。

なお、同条例の遵守を担保するため、同条例に抵触していない旨を誓約する誓約書兼同意書の提
出を求めています。

柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政発展に寄与することを目的とする。

（市の工事等に関する遵守事項）

- 第16条 市長等及び議員の配偶者並びに2親等以内又は同居の親族（以下この条において「配偶者等」という。）は、法^{*2}第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市及び法^{*2}第221条第3項に規定する法人との請負契約を辞退して、市民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。
- 2 配偶者等の一般物品納入契約については、前項の規定を準用する。
- 3 配偶者等が無限責任社員、取締役若しくはこれらに準ずべき者となっている会社その他の法人の請負契約及び一般物品納入契約については、前2項の規定を準用する。

（注）* 2・・・地方自治法

10 提出書類の記入要領

【用語】

(ア) 委任

本申請書要領及び申請書中の委任または年間委任とは、入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を、本店代表者（社長等）から代理人（支店長、営業所長等）に委ねること

(イ) 技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されているもの（法人の場合においては常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）

(ウ) 市内申請者

柳川市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所。以下同じ。）を有する申請者、又は柳川市内に主たる営業所以外の営業所を有する者で、当該営業所に委任する申請者

(エ) 市外申請者

柳川市外に主たる営業所を有する者で、市内申請者以外の申請者

【各様式】

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

様式	指定様式	
作成方法	申請者欄	本社の代表者 を記入すること。
	住所欄	建設業の許可を受けた所在地 を記入すること。
留意事項	業種の第1希望と第2希望の記入箇所に留意すること。	

(2) 工事経歴書（様式第2号）

様式	指定様式（任意様式も可とするが、指定様式の項目を含んでいること）
作成方法	申請する 建設工事(業種)ごとに作成 すること。 ※2業種申請する場合は、工事経歴書が2種類必要となります。
	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完成した工事 を記入すること。


(3) 建設業許可通知書の写し

留意事項	令和8年6月1日現在有効な許可 についての許可通知書を提出すること。
	許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること。
	委任する場合は、委任先の支店等が建設業の許可を受けていること（建設業の許可を受けていない営業所で建設業の営業を行うことは禁止されている）。

(4) 営業所調書 (様式第3号)

様式	指定様式 (任意様式も可とするが、指定様式の項目を含んでいること)
留意事項	委任する場合、委任先の支店等が希望する業種の建設業許可を有していること。

(5) 技術者経歴書 (様式第4号)

様式	指定様式 (任意様式も可とするが、指定様式の項目を含んでいること)
作成方法	申請する 建設工事(業種)ごとに作成 すること。 ※2業種申請する場合は、技術者経歴書が2種類必要となります。
	令和8年4月1日時点で自社で雇用 している技術者について記入すること。 ※支店等に委任する場合は、委任先の支店等における技術者経歴書のみの提出でも可とする。
	異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、 業種ごとに別々に記載 すること。
	監理技術者の資格を持つ者は、法令による免許等とは別に、様式中の監理技術者資格欄の「監理」を  で囲むこと。

(6) 営業用機械器具調書 (様式第5号)

対象者	市内申請者のみ
様式	指定様式 (任意様式も可とするが、指定様式の項目を含んでいること)
作成方法	自社保有分 の建設工事に用いる機械器具のみ記入すること。

(7) 市内における店舗、倉庫及び資材置場調書 (様式第6号)

対象者	市内申請者のみ
様式	指定様式 (任意様式も可とするが、指定様式の項目を含んでいること)
作成方法	位置図を添付 すること (住宅地図等のコピーで可とする)。 ただし、周辺の道路や目印等が確認できるものであること。

(8) 印鑑証明書

留意事項	申請日以前3ヶ月以内の発行 に限る。
	A4版 にて提出すること。
	写しも可 とする。 但し、印影が明確に判読できるもの、拡大・縮小コピーをしていないものに限る。

(9) 年間委任状

対象者	<u>委任する場合のみ提出</u> 【委任の内容】 入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結及び代金の請求並びに受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長、営業所長、出張所長等）に委任する	
様式	任意様式（但し、上記の【委任の内容】を含んだ内容であること）	
押印	<u>委任者：印鑑登録したもの（以下「実印」という。）</u> ※法人の場合：会社の実印、個人の場合：事業主の実印 <u>受任者：使用印</u>	
作成方法	住所欄	<u>建設業の許可を受けた所在地</u> を記入すること。

(10) 納税証明書「未納の税額（滞納）がないことの証明」

留意事項	<u>申請日以前3ヶ月以内の発行</u> に限る。
	<u>A4版</u> にて提出すること。
	<u>写しも可</u> とする。
	以下の【別表】に記載する中から該当する「区分」を選び、該当した「区分」の「提出する証明書」欄に記載している証明書を提出すること。 委任する場合の区分は、 <u>受任者の営業所の所在地</u> で考えること。

【別表】

区分	提出する証明書
市内申請者 【法人】	①国税「法人税、消費税及び地方消費税」（その3の3） ②福岡県税 ③柳川市税 ④代表者（委任する場合は支店等代表者）の柳川市税 ⑤代表者または支店等代表者に市税が課税されていない場合は、そのことが分かる書類（任意様式もしくは③に課税が無いことの文言を記載すること）
市内申請者 【個人】	①国税「所得税、消費税及び地方消費税」（その3の2） ②福岡県税 ③柳川市税
市外申請者（県内） 【法人】	①国税「法人税、消費税及び地方消費税」（その3の3） ②福岡県税
市外申請者（県内） 【個人】	①国税「所得税、消費税及び地方消費税」（その3の2） ②福岡県税
市外申請者（県外） 【法人】	①国税「法人税、消費税及び地方消費税」（その3の3）
市外申請者（県外） 【個人】	①国税「所得税、消費税及び地方消費税」（その3の2）

(11) 登記簿謄本又は身分証明書

留意事項	<u>申請日以前3ヶ月以内の発行</u> に限る。
	<u>A4版</u> にて提出すること。
	<u>写しも可</u> とする。
	法人の場合：登記簿謄本（履歴事項の全部証明書） 個人の場合：本籍地の市区町村で発行する身分証明書

(12) 誓約書兼同意書（様式第8号）

様式	指定様式	
作成方法	代表者氏名欄	本社の代表者 を記入すること。
	住所欄	建設業の許可を受けた所在地 を記入すること。
	押印欄	実印 ※法人の場合：会社の実印、個人の場合：事業主の実印
留意事項	様式を 両面印刷 し、提出すること。	
	誓約書兼同意書の内容及び裏面の関係法令を熟読のうえ、記名押印すること。	

(13) 使用印鑑届（様式第7号）

様式	指定様式	
部数	1部（令和5年度から提出部数が1部となっております）	
作成方法	申請者欄	本社の代表者 を記入すること。 実印 で押印すること。 ※法人の場合：会社の実印、個人の場合：事業主の実印
	住所欄	建設業の許可を受けた所在地 を記入すること。
	使用印欄	入札、契約等に実際に 使用する印鑑 を押印すること。
		代理人を置いた場合（支店長等に年間委任する場合）の使用印は、委任状の受任者印と同一であること。
留意事項	他の書類と一緒に綴らず、別に提出すること。	

(14) 経営事項審査結果通知書

留意事項	結果通知書右上に記載されている 通知日 が以下の期間であること。 【期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
	A4版 にて提出すること。
	<u>写しも可</u> とする。
	「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の数値等の欄が「無」となっている場合、その「無」となっているもの中加入した証明書類の写しを添付すること。
	他の書類と一緒に綴らず、別に提出すること。

(15) 業者カード (様式第9号)

様式	指定様式	
作成方法	全体	(14)の経営事項審査結果通知書から必要事項を転記すること。
	住所欄	建設業の許可を受けた所在地 を記入すること。
	連絡担当者欄	本申請内容を把握し、 資格審査後連絡担当者となる者 を記入すること。 ④ 自社の従業員以外の名前を記入しない こと。
	完成工事実績欄	令和8年3月31日までの5ヶ年以内に完成 した九州地域の官公庁発注工事を優先して記入すること。 業者選定の資料として用いるため、柳川市において受注を希望する工事の形態及び金額等を十分考慮の上記入すること。
留意事項	様式を 両面印刷 し、提出すること。	
	他の書類と一緒に綴らず、別に提出すること。	

(16) 返信用封筒 (資格審査結果通知書発送用)

留意事項	資格審査結果通知書発送用として封筒 (長形3号封筒) を1枚同封すること。
	返信用封筒には、 切手の貼付(110円切手) を忘れないこと。
	封筒ののりしろ (フラップ) には、 両面式テープを貼付 すること
	封筒には、 申請する業者の住所を記載 すること (行政書士等へ委任する場合は、行政書士の住所のみではなく、申請する業者名も記載すること)。
	<p>【申請書の受領書(任意様式)の返送を希望される業者様について】</p> <p>受領書は発行していないため、希望される業者様は、上記の返信用封筒とは別に以下を同封お願い致します。</p> <p>例年、受領書を希望される業者様で返信用封筒が不足する状況が散見されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領書 (任意様式) ・返信用封筒 (受領書返信用として) <p>※資格審査結果通知書返信用の封筒とは別に必要となります。</p> <p>受領書を希望される業者様は、合計2部の返信用封筒の同封をお願いします。</p>

11 資格審査申請後に変更が生じた場合

入札参加資格申請書提出後に申請書の事項に変更が生じたときは、変更届を提出すること。
詳細については、柳川市ホームページ参照。

https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsukoji/_9371.html

【重要】

資格審査結果通知書発送後の申請内容の追加(委任先等)や希望する建設工事の業種の変更は出来ない。

12 その他

- ① 「建設工事」と「測量及び建設コンサルタント等」の両方の申請はできない。
- ② 資格審査結果通知書は、8月下旬に発送の予定。

13 提出書類一覧 (記入に際しては、4ページ **10 提出書類の記入要領** を参照下さい。)

- (1) 綴じ順を厳守し、**ホッチキス止め又は綴じ紐等にて提出**すること (ファイル綴じ不要)。
 (2) 業者カード等の綴じ込まないものは、**ダブルクリップ等**を用いて提出すること。
 (3) 持参提出の場合は、**内容を説明できる者が持参**すること。

綴じ順	提出書類	複写	指定様式等
1	建設工事入札参加資格審査申請書		様式第1号 ㊦第1希望、第2希望の記入に留意すること。 ㊦住所は、建設業の許可を得た所在地を記載すること。 ㊦押印は必要ありません。
2	工事経歴書	○	様式第2号 ㊦業種ごとに作成すること。 ㊦令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完成した工事を記入すること。
3	建設業許可通知書	○	令和8年6月1日現在有効な許可であること。 ㊦委任する場合は、委任先の支店等が建設業の許可を受けていること。
4	営業所調書	○	様式第3号
5	技術者経歴書	○	様式第4号 ㊦業種ごとに作成すること。
6	営業用機械器具調書 【市内申請者のみ提出】	○	様式第5号
7	市内における店舗、倉庫及び資材置場調書 【市内申請者のみ提出】	○	様式第6号 ㊦位置図を添付すること。
8	印鑑証明書	○	㊦申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの
9	年間委任状 【委任する場合のみ提出】	×	任意様式 (委任条項に留意のこと) ㊦委任期間は入札参加資格の有効期間 ㊦住所は、建設業の許可を得た所在地を記載すること。
10	納税証明書「未納の税額 (滞納)がないことの証明」	○	㊦申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの 【別表】のとおり
11	登記簿謄本又は身分証明書	○	㊦申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの 法人：登記簿謄本、個人：身分証明書
12	誓約書兼同意書	×	様式第8号 ㊦住所は、建設業の許可を得た所在地を記載すること。 ㊦両面印刷すること。

綴じ順	提出書類	複写	指定様式等
綴じ込まないもの	使用印鑑届	×	様式第7号 ④1部提出すること。 ④申請者は、本社の代表者とし、住所は、建設業の許可を得た所在地を記載すること。
	経営事項審査結果通知書	○	④ 結果通知日が令和7年4月1日から令和8年3月31日まで であること。 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入が無である場合は、その加入証明書類の写し
	業者カード	×	様式第9号 ④第1希望、第2希望の記入に留意すること。 ④住所は、建設業の許可を得た所在地を記載すること。 ④連絡担当者欄に自社の従業員以外の名前を記入しないこと。 ④両面印刷すること。
	返信用封筒 (資格審査結果通知書発送用)		長形3号封筒に、結果通知書の送付先を記入し、110円の返信用切手を貼付すること。また封筒の、のりしろには両面式テープを貼ること。 ④のりしろ部の両面式テープの貼付漏れが散見されます。
受領確認用	受領書及び返信用封筒 又は返信用はがき 【申請書の受領確認を希望する場合のみ】		受領書は、任意書式とする ④送付先の記入、切手（110円）及び両面式テープの貼付を忘れないこと。

※ ○は可とするもの。×は可とするもの。